

軽自動車税減免対象区分表

1.身体障害者手帳の交付を受けておられる方

障害の区分		対象となる障害の程度		
		本人運転の場合	家族(常時介護者)運転の場合	
(1)	視覚障害	2級の2及び3級の2	1級～3級、4級の1	
(2)	聴覚障害	2級～3級	2級～3級	
	平衡機能の障害	3級	3級	
(3)	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	3級	3級	
(4)	上肢機能の障害	1級及び2級	1級及び2級	
	下肢機能の障害	1級～6級	1級～4級	
	体幹機能の障害	1級～3級及び5級	1級～3級	
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能障害	1級及び2級(1上肢のみに運動機能障害がある場合を除く)	1級及び2級(1上肢のみに運動機能障害がある場合を除く)
		下肢機能障害	1級～6級	1級～2級及び3級(1下肢のみに運動機能障害がある場合を除く)
(5)	心臓機能障害	1級及び3級	1級及び3級	
	じん臓機能障害	1級及び3級	1級及び3級	
	呼吸器機能障害	1級及び3級	1級及び3級	
	ぼうこう又は直腸機能障害	1級及び3級	1級及び3級	
	小腸機能障害	1級及び3級	1級及び3級	
(6)	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級～3級	1級～3級	

2.療育手帳の交付を受けておられる方

障害の区分	対象となる障害の程度	
	本人運転の場合	家族(常時介護者)運転の場合
知的障害	A A1 A2 A3 及び B1	A A1 A2 A3 及び B1

3.戦傷病者手帳の交付を受けておられる方

障害の区分		対象となる障害の程度	
		本人運転の場合	家族(常時介護者)運転の場合
(1)	視覚障害	特別項症～第4項症	特別項症～第4項症
(2)	聴覚障害	特別項症～第4項症	特別項症～第4項症
	平衡機能の障害	特別項症～第4項症	特別項症～第4項症
(3)	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	特別項症～第2項症 (咽頭摘出者に限る)	特別項症～第2項症
(4)	上肢機能の障害	特別項症～第3項症	特別項症～第3項症
	下肢機能の障害	特別項症～第6項症 第1款～第3款	特別項症～第3項症
	体幹機能の障害	特別項症～第6項症 第1款～第3款	特別項症～第4項症
(5)	心臓機能障害	特別項症～第3項症	特別項症～第3項症
	じん臓機能障害	特別項症～第3項症	特別項症～第3項症
	呼吸器機能障害	特別項症～第3項症	特別項症～第3項症
	ぼうこう又は直腸機能障害	特別項症～第3項症	特別項症～第3項症
	小腸機能障害	特別項症～第3項症	特別項症～第3項症

4.精神障害者保健福祉手帳の交付を受けておられる方

障害の区分		対象となる障害の程度	
		本人運転の場合	家族(常時介護者)運転の場合
精神障害		1級	1級